

1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定により、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するための基本的な事項を定める。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、山武市の全ての行政組織（以下「組織」という。）が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年号外法律第123号）」に基づく事業所等
 - ア 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（日中に生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 特定非営利活動法人千葉県障害者就労事業振興センター
- (2) 「障害者基本法（昭和45年5月21日法律第84号）」に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（（ア）～（ウ）の全てを満たすもの）
 - （ア） 障害者の雇用者数が5人以上
 - （イ） 障害者の割合が従業員の20%以上
 - （ウ） 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 在宅就業障害者
 - イ 在宅就業支援団体

4 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、障害者就労施設等が遅滞なく物品の供給又は役務の提供ができるものとし、分野を限定せず、また過去に調達実績のない物品等の調達について

も対象とする。

5 調達目標

令和5年度の調達目標は、10万円以上とする。

6 調達の推進方法

物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に留意しつつ、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めるものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) この方針を策定したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度終了後にその概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

8 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、社会福祉課とする。